

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
	1 政策的意義の高い都市再生等の推進		
	(1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び第 9 号並びに附則第 12 条第 1 項第 6 号等
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
コーディネート及び事業の実施地区数 (計画値)	330 地区	—	237 地区	—	—	—	—	予算額（百万円）	122,463	—	—	—	—
コーディネート及び事業の実施地区数 (実績値)	—	—	259 地区	—	—	—	—	決算額（百万円）	112,424	—	—	—	—
達成率	—	—	109%	—	—	—	—	経常費用（百万円）	171,372	—	—	—	—
都市再生事業等に係る民間建設投資誘発効果 (計画値)	1.8 兆円	—	1.4 兆円	—	—	—	—	経常利益（百万円）	7,835	—	—	—	—
都市再生事業等に係る建設投資誘発効果 (実績値)	—	—	1.6 兆円	—	—	—	—	行政コスト（百万円）	171,496	—	—	—	—
達成率	—	—	114%	—	—	—	—	従事人員数（人）	752	—	—	—	—
都市再生事業等に係る経済波及効果 (計画値)	3.6 兆円	—	2.8 兆円	—	—	—	—						
都市再生事業等に係る経済波及効果 (実績値)	—	—	3.1 兆円	—	—	—	—						
達成率	—	—	111%	—	—	—	—						

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 1. 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</p> <p>人口減少・少子高齢化、グローバルな都市間競争の激化、東京一極集中、都市のスポンジ化の進展、施設・インフラの老朽化、ICT等技術革新の進展、空き家・空き地の増加等の経済社会情勢が変化しており、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保することが必要である。</p> <p>都市再生に当たっては、民間の資金やノウハウを最大限引き出し、それを都市に振り向け、新たな需要を喚起することが求められている一方で、多数の関係者間の意見調整等が難しいことや、権利関係が複雑で調整が難しいこと等の課題があり、地方公共団体や民間事業者のみでは都市再生を進めることに困難な状況が見られる。</p> <p>このため、機構は、こうした状況を踏まえ、都市再生を的確に推進するため、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かしたコーディネートを実施するとともに、民間事業者、地方公共団体等とのパートナーシップの下、民間事業者との共同出資による開発型SPCの組成等多様な民間連携手法を活用し、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投</p>	<p>I 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</p> <p>都市再生の推進に当たっては、都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。その際多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないこと等が都市再生を推進する上での隘路となっている。</p> <p>このため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。</p> <p>なお、事業等の実施に当たっては、環境負荷の低減や自然との共生、近未来技術の社会実装について十分配慮するとともに、地区の実情に応じ</p>	<p>I 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (1) 都市政策上の課題解決に資する都市再生の推進</p> <p>都市再生の推進に当たっては、都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生、防災性向上による安全・安心なまちづくりが必要である。その際多数の関係者間の意見調整や利害調整の困難性、公共施設整備と民間の都市開発事業とのスケジュールのミスマッチ、初動期の資金確保の困難性、用地先行取得等に関する民間事業者の負担能力を超えたリスク、多様なニーズに対応するまちづくりに係る地方公共団体のノウハウ・人材等が十分でないこと等が都市再生を推進する上での隘路となっている。</p> <p>このため、地域の政策課題を踏まえた広域的な視点や公的機関としての中長期的な視点を持って、機構の公共性、中立性、ノウハウを活かし、基本構想の立案から事業計画の策定、関係者間の段階的な合意形成等のコーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図る。</p> <p>なお、事業等の実施に当たっては、環境負荷の低減や自然との共生、近未来技術の社会実装について十分配慮するとともに、地区の実情に応じ</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネート及び事業の実施地区数 237 地区 ・ 将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果 民間建築投資誘発効果 1兆4,000億円規模 経済波及効果 2兆8,000億円規模 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） ・ 防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の公共性、中立性、ノウハウを生かした、コーディネートの実施や、民間事業者・地方公共団体等とのパートナーシップの下、政策的意義の高い事業を実施することにより、民間投資を誘発し、都市再生の推進を図ったか。 ・ 都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、コーディネート及び都市再生事業を実施したか。 ・ 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、 	<p><主な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネート及び事業の実施地区数 259 地区 ・ 将来にわたる民間建築投資誘発効果、経済波及効果 民間建築投資誘発効果 1兆6,000億円規模 経済波及効果 3兆1,000億円規模 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方都市等における支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） 95 地方公共団体 ・ 防災性向上による安全・安心なまちづくりにおける支援地方公共団体数（人事交流による人的支援を含む） 33 地方公共団体 	<p>I-1</p> <p>各評価単位での評定を踏まえ、「1. 政策的意義の高い都市再生等の推進」としての評価をAとした。</p> <p><評定と根拠> I-1- (1)</p> <p>評定：B</p> <p><評価の概要></p> <p>令和元年度においては、我が国都市政策上の重要課題へ対応するため、公的機関ならではの機構の公平中立性、専門性、事業経験に基づくノウハウや人材面での強みを最大限発揮し、中期目標における重要度及び難易度「高」の当該目標について、計画値を上回る259地区でコーディネート及び事業を実施、民間建築投資誘発効果及び経済波及効果についても、各地区の着実な事業の推進により、計画値を上回る実績となった。</p> <p>また、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、国や地方公共団体等と緊密に連携することで関係構築を深め、全国の自治体に対応できるように体制等を整備・強化等し、各地方公共団体の進めるまちづくりに丁寧かつ的確に対応した。</p> <p>都市災害対策として防災性向上や減災対策等を図るため、密集市街地では地方公共団体等との適切な連携・役割分担のもと、整備改善・不燃化推進に大きく貢献し、また南海トラフ地震による津波被害を想定した事前防災まちづくりの支援を推進した。</p> <p>このように、昨今都市政策上の課</p>	

<p>資を誘発し、都市再生の先導的な役割を果たすこと。</p>	<p>た多様な事業等手法を活用する。また、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型SPCの活用等により民間事業者等との連携を図る。さらに、大規模開発や高度利用によらない個性や限界性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編によるまちづくり、エリアマネジメント等による持続可能なまちづくりを推進する。</p> <p>併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。</p>	<p>た多様な事業等手法を活用する。また、地域の多様な主体が参画・連携するまちづくりの仕組み・組織である地域プラットフォームの形成や共同出資による開発型SPCの活用等により民間事業者等との連携を図る。さらに、大規模開発や高度利用によらない個性や限界性を活かした長期的なエリア再生、公的不動産の活用や公共公益施設再編によるまちづくり、エリアマネジメント等による持続可能なまちづくりを推進する。</p> <p>併せて、持続的に政策的意義の高い都市再生を推進するに当たり、機構が負担する土地の長期保有等の事業リスクに見合った適正な収益を確保し、収益の安定化を図る。</p>	<p>観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしながら、広域的な視点からまちづくりを推進したか。</p> <p>・都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、都市の防災性の向上や減災対策を推進したか。</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>民間事業者等多様な主体との連携の下、各種制度を活用した事業を実施した。また、国家的プロジェクトや拠点駅周辺等において、長期的な視点を持って、コーディネート及び事業を実施した。</p> <p>具体の事例は以下のとおり</p> <p>「四谷駅前地区（東京都新宿区）」の市街地再開発事業においては、多数の商店街権利者を含めた官民の多様な権利者との合意形成、計画調整を行い、土地利用の高度化や周辺の豊かなみどりや水を活かした公共空間形成、防災性の高い広場の創出を実現し、令和2年1月施設建築物「CO・MO・RE YOTSUYA（コモレ四谷）」の竣工に至った。計画初期段階から民間事業者が特定事業参加者として事業参画する事業パートナー制度を活用し、機構の事業推進力と民間事業者の大規模不動産開発・管理運営ノウハウを</p>	<p>題がより複雑で多岐にわたる中で、機構は各地区において、それぞれの地区の課題や背景に応じて、様々な立ち位置、役割でまちづくりを実施、支援しており、機構が関わることで、民間事業者だけでは成しえなかった大規模な整備や新たな価値の創出、中長期的な視点を持ったまちづくりを実現している。また、これまで築いてきた地方公共団体等との良好な関係や実績により、令和元年度は支援する地方公共団体が全国に広がり、大幅に増加しており、これらの活動や実績は評価できる。</p> <p><具体的な事例・評価は以下のとおり></p> <p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>「特定都市再生緊急整備地域」全13地域のうち、12地域で事業、コーディネートを実施するなど、国家的プロジェクトに積極的に関与し、未開のマーケット開拓による地域の新たな魅力創出や、公平中立性を活かし、輻輳する事業や属性の異なる権利者等の協議調整をまとめていくなど、民間事業者等との多様な連携の下、国際空港へのアクセス改善や新駅の開業、オリンピック・パラリンピック病院に選定されている国際的な医療拠点の建物更新といった都市の国際競争力基盤創出に大きく貢献した。</p> <p>「四谷駅前地区（東京都新宿区）」の市街地再開発事業においては、機構の豊富なノウハウや市場分析力を活かし、地域の業務床ポテンシャルを見出し、民間事業者が四谷地域になかった高機能・大型オフィスの</p>
<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>グローバルな都市間競争が激化するなか、資金、人材、技術等が集積し、我が国の経済活動等の中核としての役割を果たす大都市等においては、我が国経済を牽引することが期待される産業を育成し、また、グローバルな業務を展開する企業の拠点等の立地を促進するため、都市の国際競争力の強化及び都市の魅力を高める都市再生を進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、大都市等において、都市の国際競争力の強化に必要な経済基盤の確立等に必要不可欠な国家的プロジェクトや都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、これらの実現に向けたコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>国際的な都市間競争の激化に対応し、都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策など、今後の我が国の経済基盤等の確立に必要な不可欠な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。</p> <p>また、都市再生事業の実施に当たっては、市街地再開発事業、土地区画</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>国際的な都市間競争の激化に対応し、都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策など、今後の我が国の経済基盤等の確立に必要な不可欠な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。</p> <p>また、都市再生事業の実施に当たっては、市街地再開発事業、土地区画</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>国際的な都市間競争の激化に対応し、都市の国際競争力の強化と都市の魅力の向上を図るため、大都市等においては、国際都市に向けた環境整備、競争力を強化する交通インフラの整備や老朽化したインフラの対策など、今後の我が国の経済基盤等の確立に必要な不可欠な国家的プロジェクトや、土地利用の高度化、都市機能の多様化、交通結節機能の強化、公共空間の創出、都市景観の改善、良質な住宅供給の促進及び緑化の推進等による質の高い生活環境の確保など、都市の魅力の向上に資するプロジェクトに積極的に関与し、民間事業者等との多様な連携の下、これらの実現に向けた基本構想の立案から事業計画策定、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施する。</p> <p>また、都市再生事業の実施に当たっては、市街地再開発事業、土地区画</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>民間事業者等多様な主体との連携の下、各種制度を活用した事業を実施した。また、国家的プロジェクトや拠点駅周辺等において、長期的な視点を持って、コーディネート及び事業を実施した。</p> <p>具体の事例は以下のとおり</p> <p>「四谷駅前地区（東京都新宿区）」の市街地再開発事業においては、多数の商店街権利者を含めた官民の多様な権利者との合意形成、計画調整を行い、土地利用の高度化や周辺の豊かなみどりや水を活かした公共空間形成、防災性の高い広場の創出を実現し、令和2年1月施設建築物「CO・MO・RE YOTSUYA（コモレ四谷）」の竣工に至った。計画初期段階から民間事業者が特定事業参加者として事業参画する事業パートナー制度を活用し、機構の事業推進力と民間事業者の大規模不動産開発・管理運営ノウハウを</p>	<p>① 都市の国際競争力と魅力を高める都市の再生</p> <p>「特定都市再生緊急整備地域」全13地域のうち、12地域で事業、コーディネートを実施するなど、国家的プロジェクトに積極的に関与し、未開のマーケット開拓による地域の新たな魅力創出や、公平中立性を活かし、輻輳する事業や属性の異なる権利者等の協議調整をまとめていくなど、民間事業者等との多様な連携の下、国際空港へのアクセス改善や新駅の開業、オリンピック・パラリンピック病院に選定されている国際的な医療拠点の建物更新といった都市の国際競争力基盤創出に大きく貢献した。</p> <p>「四谷駅前地区（東京都新宿区）」の市街地再開発事業においては、機構の豊富なノウハウや市場分析力を活かし、地域の業務床ポテンシャルを見出し、民間事業者が四谷地域になかった高機能・大型オフィスの</p>

	<p>整理事業等の各種制度を活用して進める。</p>	<p>整理事業等の各種制度を活用して進める。</p>		<p>総合することで、両者の強みを活かして、魅力的な業務床の供給や、防災上不可欠な大規模緑地の創出と事業性の両立を実現することができ、国有地を活用した新たな地域拠点の形成に寄与した。</p> <p>品川駅周辺においては、様々な事業が並行して進んでおり、複数の鉄道事業者、多数の権利者等属性の異なる関係者が存在する中、2020年オリンピック開催前の高輪ゲートウェイ駅暫定開業や2027年リニア中央新幹線開業等に向けた長期的な視点を持ったまちづくりが求められていた。機構は事業の計画立案とともに複数の事業との協議調整を含め、品川全体のまちづくりのコーディネート役を担い、現在は、「品川駅北周辺地区（東京都港区）」と「品川駅街区地区（東京都港区）」の2地区で土地区画整理事業を施行し、広域的な交通結節点の形成等により空港アクセス改善と国際交流拠点形成の土台づくりを行っている。</p> <p>「品川駅北周辺地区（東京都港区）」においては、令和2年3月の高輪ゲートウェイ駅開業のスケジュールに合わせた都市計画道路等の整備を行い、品川駅、高輪ゲートウェイ駅周辺の基盤整備を推進している。また、「品川駅街区地区（東京都港区）」においては、強みである公平中立性を活かし、区画整理事業施行者として、利害関係のある鉄道事業者2社間の調整を円滑に進め、平成31年4月土地区画整理事業の事業認可を得て、京浜急行品川駅の地平化による交通結節機能の強化と併せて、歩行者ネットワークの強化に向けた自由通路の整備等を推進している。</p>	<p>マーケットを供給できる段階まで、機構がリスクを負いつつ事業組成を実施、高い需要が実証され、事業パートナーの民間事業者から高い評価を頂くとともに、国際的な企業も利用可能な高機能・大型のオフィス利用という四谷駅周辺の新たな魅力を創出し、賑わい交流の拠点を形成することができた。</p> <p>品川駅周辺においては、スピード重視の「品川駅北周辺地区（東京都港区）」と、長期に渡る「品川駅街区地区（東京都港区）」に分け、時間差で2つの区画整理を施行することで、鉄道機能を維持しながらの土地の入替えを可能とし、令和2年3月高輪ゲートウェイ駅開業を迎え、「品川駅北周辺地区」の地権者である鉄道事業者からは、事業による有効な跡地活用やスケジュールを遵守する調整力・事業推進力について評価を頂いた。これらの事業による品川駅の再編により、国際空港への鉄道アクセス改善とオリンピック開催前の新駅開業の実現を下支えし、「国際交流拠点・品川」の形成に寄与している。</p> <p>「虎ノ門二丁目地区（東京都港区）」の市街地再開発事業においては、国（虎の門病院）国（印刷局）間の調整役を担い、虎の門病院を含む街区を一体的段階的に整備することにより、病院機能を停止することなく施設の更新を図った。また、関係者が多数存在する米大使館前交差点における大規模な交通ネットワークの改善を行い、国際競争力に資する都市機能の強化を推進した。</p> <p>② 地域経済の活性化とコンパクト</p>
--	----------------------------	----------------------------	--	--	---

				<p>「環状2号線新橋～虎ノ門周辺地区（東京都港区）」においては、虎ノ門ヒルズ駅開業を踏まえ、駅と周辺市街地、まちとまちをつなぐ重層的な歩行者ネットワークの整備や周辺市街地における民間と連携した再開発の事業化に係るコーディネートを実施した。「虎ノ門二丁目地区（東京都港区）」の市街地再開発事業においては、国（虎の門病院）国（印刷局）間の調整役を担い、虎の門病院を含む街区を一体的段階的に整備することにより、病院機能を停止することなく施設の更新を図り、令和元年4月病院棟の竣工に至った。また、街区内の段階的施行に伴い各工事箇所と併せて様々な交通ネットワークの改善を行っており、令和元年度は病院前広場及び歩道拡幅、緑道の一部を整備し、本事業で整備する病院及び国際的オフィスとともに国際競争力に資するビジネス環境の実現を推進した。</p> <p>6駅8線の鉄道路線が結節し、都内最大級のバスターミナルを持つ全国有数の公共交通拠点である渋谷駅を中心とする「渋谷駅街区地区（東京都渋谷区）」においては、約5.5haの土地区画整理事業を施行しており、渋谷駅の機能更新と再編、駅ビルの再開発と一体的に都市基盤と街区の再編を行うことにより公共施設の整備改善と宅地の利用増進を進めている。令和元年11月駅施設・駅前広場と一体的な地下公共空間の創出を図る東口地下広場の供用が開始し、安全で快適な広場空間の形成と交通結節機能の強化に寄与した。</p> <p>「リニア名古屋ターミナル駅周辺地区（愛知県名古屋市）」におい</p>	<p>トシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>国や地方公共団体等と緊密に連携することで関係構築を深め、全国の自治体に対応できるよう体制等を整備・強化等したことにより、機構の認知度が徐々に浸透、地方公共団体からの相談が着実に増えた。また、それら多種多様な相談・課題に対し、地域の特性や資源を活かすことを念頭に置き、広域的な視点をもって、各地方公共団体の進めるまちづくりに丁寧かつ的確に対応した結果、95の地方公共団体の支援を実施するに至った。</p> <p>長岡市では、過年度からの人的支援（職員派遣）により、市の中心市街地に係る施策の実現に向けた支援を継続して実施しており、機構が有する複数の支援メニュー（コーディネート、土地有効利用事業、市街地再開発事業）を活用し、長岡市のまちなか再生施策に寄与している。</p> <p>「長岡市大手通坂之上町地区（新潟県長岡市）」においては、事業を推進するに当たり、施行区域内のA-1街区において、特定事業参加者制度（平成30年度公募済）及び特定建築者制度（令和元年度公募を実施）を導入し、民間事業者のノウハウを活かした計画と整備を行っており、市や多様な権利者等と連携、協働して、長岡市が目指すコンパクトシティの実現を支援している。市長からは、「URの協力の下で着実に関係者協議が進み、令和元年度に権利変換計画認可を迎えることができた。」とのコメントを頂いた。</p> <p>長野県においては、令和元年度、県内7都市から要請を受け、機構のもつノウハウや事業者等とのネッ</p>
--	--	--	--	--	---

				<p>ては、国家的プロジェクトとして、国際レベルのターミナル駅を目指し、歩きやすく駅とまちがつながるような駅前広場と乗り換え空間の大規模な整備及び周辺街区を含めたまちづくりに係るコーディネートを実施した。</p> <p>「大阪駅周辺地区（大阪府大阪市）」においては、関西国際空港と直結する新線・新駅と併せて機構が整備中のうめきた地区の開発の波及による周辺エリアの価値向上を目指し、うめきた地区と周辺エリア間の歩行者ネットワーク構築やうめきた地区のインキュベーション機能を補完する環境整備等に係るコーディネートを実施した。</p> <p>「青山通り周辺地区（東京都港区）」においては、都営住宅の建替えにより創出される都有地を活用しながら、青山通り沿道と一体的なまちづくりを目指し、周辺地域とつながる最先端の文化・流行の発信拠点となる複合市街地整備に係るコーディネート実施した。</p>	<p>トワークを生かしながら、中心市街地の再生・魅力向上に向けた計画策定の支援や地域の顔となる駅前広場の整備・利活用に向けた検討支援等を行うことを通じ、県の進める「未来に続く魅力あるまちづくり」に向け、着実に寄与した。</p> <p>こうした地方公共団体との良好な関係を築くことにより、地方都市等における支援地方公共団体数の大幅な増加につながった。</p> <p>「地方再生コンパクトシティ」のモデル都市に係る2年目の施策については、国の政策実施機関として、国、地方公共団体等との連携・調整を図りながら、目に見える形での都市再生の実現及び全国への横展開に寄与するような施策を進め、都市のコンパクト化と地域の稼ぐ力の向上を目的に、コーディネートを実施した。</p> <p>「福山駅前地区（広島県福山市）」においては、機構が土地を取得し、将来の開発に至るまで保有することで、民間事業者の初期投資や土地保有リスクを低減させることによりリノベーションを下支えし、こうした施策により新規に起業する者が増えることで、地域への投資が起こる環境整備を支援している。また、公共空間の利活用に係る社会実験実施の支援により、地域の関係者や起業した者がまちづくり活動へ参加する仕組みを構築し「居心地がよく歩きたくなるまちなか」づくりに向けた市民意識の醸成等を図り、こうした施策を実施した結果、福山駅前の地価公示価格が3%上昇しており、市が掲げた目標である「駅前エリア価値の向上」に寄与した。</p>
<p>②地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>周辺地域を含む地域全体の活力の源泉である地方都市等においては、地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現を図る都市再生を進めることが必要である。</p> <p>このため、機構は、地方都市等における現状を踏まえ、取組を一層強化・推進することとし、地方公共団体等と連携しつつ、各地域の持つ資源や特性を踏まえ、地域経済の活性</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。</p> <p>その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしなが</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体による持続可能な都市経営を実現するため、地方公共団体等を支援し、地方都市や大都市圏の近郊都市においては、地域経済の活性化及び一定の人口密度を保ち都市機能を適正に配置したコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築を推進する。</p> <p>その際、地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図るため、地方公共団体とのパートナーシップの下、観光・産業・子育て・福祉・環境等地域の特性や資源を活かしなが</p>	<p>② 地域経済の活性化とコンパクトシティの実現を図る地方都市等の再生</p> <p>地方公共団体とのパートナーシップの下、地方都市が抱える様々な課題の解決に向け、コーディネート及び事業による地方公共団体の支援を積極的に推進した。</p> <p>具体の事例は以下のとおり。</p> <p>「長岡市大手通坂之上町地区（新潟県長岡市）」においては、閉店した百貨店跡地を機構が市に代わり機動的に取得し、保有することで、再開発事業が組成できるまでの期間を下支えし、地権者及び市の意向を踏まえた機構施行による市街地再</p>	<p>保有リスクを低減させることによりリノベーションを下支えし、こうした施策により新規に起業する者が増えることで、地域への投資が起こる環境整備を支援している。また、公共空間の利活用に係る社会実験実施の支援により、地域の関係者や起業した者がまちづくり活動へ参加する仕組みを構築し「居心地がよく歩きたくなるまちなか」づくりに向けた市民意識の醸成等を図り、こうした施策を実施した結果、福山駅前の地価公示価格が3%上昇しており、市が掲げた目標である「駅前エリア価値の向上」に寄与した。</p>	

<p>化とコンパクトシティの実現を図る政策立案・施策の具体化段階におけるまちづくりの構想や計画づくり、施策の具体化等に係るコーディネート及び都市再生事業を実施すること。</p>	<p>ら、広域的な視点からまちづくりを推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネートを実施するとともに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を実施する。</p> <p>また、事業等の実施に当たっては、国や地方公共団体の施策との連携、民間事業者等との連携等を図りながら、機構が有するノウハウ・人材・ネットワークを活用して進める。</p>	<p>ら、広域的な視点からまちづくりを推進し、まちづくりの構想の立案、計画づくり、施策の具体化、関係者間の段階的な合意形成等に係るコーディネートを実施するとともに、集約すべき地域への都市機能・居住の誘導、遊休不動産や既存建物の有効活用、機構による土地等の長期保有を含めた低未利用地の再編や老朽建物の再整備等を実施する。</p> <p>また、事業等の実施に当たっては、国や地方公共団体の施策との連携、民間事業者等との連携等を図りながら、機構が有するノウハウ・人材・ネットワークを活用して進める。</p>		<p>開発事業を実施、令和2年1月に権利変換計画認可に至った。</p> <p>長野県では、平成30年5月に県と「まちづくり支援に係る包括連携に関する協定」を締結し、県と連携した県内市町のまちづくり支援や、地域のまちづくり人材育成の支援等を実施している。また、公・民・学連携によるまちづくり支援のプラットフォームであるアーバンデザインセンター（UDC）の立ち上げを支援、令和元年度から機構職員1名を長野県に派遣（UDC信州担当）し、本施策を全面的にバックアップしている。令和元年8月には、全国初の広域型UDCとなる「信州地域デザインセンター（UDC信州）」が設立され、機構もこれに構成団体として参画。他の構成団体とともに、県内市町のまちづくり支援等を実施している。</p> <p>県との連携に関しては、平成31年2月に宮崎県との間で「まちづくりに関する連携協定」を締結し、同年4月より機構職員1名を派遣し、県内市町の都市計画（立地適正化計画策定等）、まちづくり支援等を実施している。</p> <p>国土交通省及び内閣府と連携して実施している「地方再生コンパクトシティ」のモデル都市（32都市）のうち、特に機構によるコーディネート希望した13都市について、都市機能の集約化と官民連携によるまちづくりに向けたコーディネートを推進した。モデル都市のひとつである広島県福山市の「福山駅前地区」においては、市が定める「福山駅前再生ビジョン」（平成30年3月）の実現に向け、官民が連携して進めるリノベーションまちづくり</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害対策として防災性向上や減災対策等を推進するため、密集市街地では、地方公共団体等との適切な連携・役割分担のもと、地区の特性によって異なる課題に寄り添い、多様な事業メニュー、支援により、整備改善・不燃化推進に大きく貢献した。</p> <p>また、東日本大震災における復興支援等から得た経験を踏まえ、南海トラフ地震による津波被害を想定した事前防災まちづくりの支援を推進した。これらの結果、33の地方公共団体の支援を実施するに至った。</p> <p>「弥生町三丁目周辺地区（東京都中野区）」においては、中野区と協働した重層的な施策により、区の進める防災まちづくりを総合的に支援し、密集市街地の早期改善に寄与、令和元年10月にまちびらき式の開催に至った。中野区からは、「不燃化特区の先行実施地区として早期の対策が求められるなか、機構との連携により、中野区に足りないもの、できないことを幅広く補完してもらい、短期間で成果を得ることができた」との声を頂いた。</p> <p>西日本においても、密集市街地の整備改善に向け、令和元年度より組織を再設置して、自治体との連携を強化しており、新たに1地区において事業に着手した。</p> <p>南海トラフ地震等に係る事前防災まちづくりの推進に向けては、和歌山県との関係構築を契機とし、東日本大震災における復興支援等から得た経験を踏まえ、県内の市町における事前防災まちづくりの推進</p>
--	--	--	--	--	--

				<p>を支援。その一環として、機構が底地を取得し、民間事業者が建物取得・リノベーションする際の初期投資・保有リスクを抑えることにより、民間事業者による事業環境の整備を実施（令和元年12月に民間事業者による宿泊施設オープン）。また、平成30年度に引き続き令和元年度においても、「居心地がよく歩きたくなるまちなか」づくりに向けた、公共空間の利活用に係る社会実験を実施している。</p> <p>「広島都心部地区（広島県広島市）」は、都市再生緊急整備地域に存し、県・市の掲げる「ひろしま都心活性化プラン」（平成29年3月）の実現に向け、都心にふさわしい広島市の顔となるような空間づくりを目指し、「広島基町相生通地区」の市街地再開発事業のコーディネーターとして、地権者の要請に基づき、令和元年12月「事業化検討パートナー」の公募を実施した。民間事業者のアイデアやノウハウを活用、反映することで、広島都心にふさわしい、広島顔となるような空間づくり等を進めることに貢献すべく実施している。</p>	<p>に寄与した。</p> <p>これらを踏まえ、B評価とする。</p>
<p>③防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>自然災害の頻発化・甚大化、密集市街地の存在、南海トラフ地震、首都直下地震等の発生の危険性の高まり等災害に係る課題が存在しており、大規模な自然災害等が発生した場合における都市の人的被害・経済的被害の最小化や都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、必要な措置があらかじめ講じられた防災性向上による安全・安心なまちづくりを進める</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>都市災害に対する脆弱性の克服、自然災害が発生した場合における被害の最小化及び都市機能の安定的な継続性の確保を図るため、地方公共団体等を支援し、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域においては、地方公共団体等と連携の上、道路・防災公園等のインフラ整備、老朽化したマンション等住宅・建築物の更新などによる耐震化、ターミナル駅周辺等の帰宅困難者対策、備蓄物</p>	<p>③ 防災性向上による安全・安心なまちづくり</p> <p>安全・安心なまちづくりを推進するため、地方公共団体等との適切な役割分担の下、密集市街地の整備改善や事前防災まちづくりを積極的に推進した。</p> <p>東京都23区を中心に、多数の自治体の要請を受け、機構が有する様々な事業メニューを活用した密集市街地改善を推進しており、令和元年度は新たに東京都で6地区、兵庫県で1地区、合わせて7地区にお</p>		

<p>ことが必要である。</p> <p>このため、機構は、都市災害に対する脆弱性の克服のため、密集市街地等の防災対策の推進が必要な区域において、地方公共団体等と連携し、都市の防災性の向上と減災対策を推進するとともに、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績を活かし、南海トラフ地震対策等の事前防災に向けた取組を推進すること。</p>	<p>資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。</p> <p>密集市街地の整備改善に当たっては、協議会や計画策定への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、生活支援機能の導入等の住環境の向上も含めた総合的な取組を推進する。</p> <p>また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を踏まえた計画策定や避難施設の配置などに係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。</p>	<p>資等を確保した災害に強い拠点の整備など、都市の防災性の向上や減災対策を推進する。</p> <p>密集市街地の整備改善に当たっては、協議会や計画策定への支援、避難路等及びこれと一体的な沿道市街地の整備、土地取得等を通じた老朽木造建築物の更新等による不燃化促進や従前居住者用賃貸住宅の整備に加え、生活支援機能の導入等の住環境の向上も含めた総合的な取組を推進する。</p> <p>また、南海トラフ地震等に備える地方公共団体等に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を踏まえた計画策定や避難施設の配置などに係る支援を通じて事前防災まちづくりを促進する。</p>		<p>いて事業に着手した。</p> <p>具体の事例は以下のとおり。</p> <p>「弥生町三丁目周辺地区（東京都中野区）」においては、中野区と協働し、防災性の向上と居住環境の改善に向けて多様な施策による防災まちづくりを推進、地区全体の密集市街地改善に波及する要の事業を実施している。また、早期整備が必要な避難道路3路線のうち、個人権利者が多い避難道路1号線の用地買収に係る権利者調整を区から受託し、合意形成を促進、令和元年度においては77%まで買収が進捗した。これまで中野区が地区内の都営川島町アパート跡地において進めてきた道路、公園の整備と、機構が進めてきた土地区画整理事業の完了及び従前居住者用賃貸住宅（コンフォール中野新橋）の完成という大きな節目を迎え、令和元年10月「弥生町三丁目地区まちびらき式」の開催に至った。</p> <p>荒川区では、機構が密集市街地整備の支援を行う「荒川二・四・七丁目地区」の密集改善が順調に進み、進捗が遅れている「町屋二・三・四丁目地区」においても、区から機構による支援の要請を受けて、事業に着手。区との役割分担の下、新たに補助193号線の用地買収に係る権利者調整業務の受託と木密エリア不燃化促進事業を開始した。</p> <p>西日本においても、密集市街地の整備改善に向け、令和元年度より組織を再設置して、自治体との連携を強化しており、新たに「兵庫北部地区（兵庫県神戸市）」において事業に着手した。</p> <p>「篠籠田防災公園（千葉県柏市）」においては、地震火災時における安</p>		
---	--	--	--	--	--	--

				<p>全を確保する広域避難場所の拡充を図るため、大堀川防災レクリエーション公園の隣接地に防災公園を整備し、令和2年3月に竣工。これにより、地震などに伴う大規模災害時に、大堀川防災レクリエーション公園と連携して一体的に機能する避難場所として必要な施設整備が完成し、令和2年4月1日に柏市より供用開始の公告がなされた。</p> <p>南海トラフ地震等に係る事前防災まちづくりの推進に向け、和歌山県が公表した「復興計画事前策定の手引き」（平成30年2月）策定に係る支援を通じた県との関係を背景に、美浜町における「復興に関する事前準備計画」策定に関する防災会議専門委員会の委員として参画するなどし、県内市町への個別支援を強化した。</p> <p>鳥取県米子市において、令和元年12月に「米子市まちづくりの推進に関する基本協定」を締結。中心市街地の活性化基本計画の推進やJR米子駅周辺のまちづくりについて連携して実施することにあわせて、「災害に強い安全・安心なまちづくり」や「災害時の対応に係る平時における取組」に対する、機構のノウハウの提供や技術的助言等を行い、支援を開始。地方都市再生のコーディネートにあわせて、「災害時の対応に係る平時の取組」についての支援を約定することは全国で初めての事例であり、これにより、機構職員による災害対応に関する勉強会の開催等を通じ、市の安全・安心まちづくりの推進に寄与すべく尽力している。</p>		
	<p>これまでの経験や専門知識を活かしつつ、都市政策上の課題解決に資</p>	<p>これまでの経験や専門知識を活かしつつ、都市政策上の課題解決に資</p>				

	<p>する都市再生を推進するため、中期目標期間中に 330 地区においてコーディネート及び事業を実施し、中期目標期間以降も含めて、将来的に 1 兆 8,000 億円規模の民間建築投資を誘発し、3 兆 6,000 億円規模の経済波及効果を見込む。</p>	<p>する都市再生を推進するため、平成 31 年度中に 237 地区においてコーディネート及び事業を実施し、中期目標期間以降も含めて、将来的に 1 兆 4,000 億円規模の民間建築投資を誘発し、2 兆 8,000 億円規模の経済波及効果を見込む。</p>				
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
	1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (2) 災害からの復旧・復興支援		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第 11 条等
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度		R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
機構の働きかけによる 啓発活動の実施回数 (計画値)	50 回	—	10 回	—	—	—	—	予算額（百万円）	122,463	—	—	—	—
機構の働きかけによる 啓発活動の実施回数 (実績値)	—	—	27 回	—	—	—	—	決算額（百万円）	112,424	—	—	—	—
達成率	—	—	270%	—	—	—	—	経常費用（百万円）	171,372	—	—	—	—
復旧・復興に資する機構 との関係構築を行った 地方公共団体の数 (計画値)	50 団体	—	10 団体	—	—	—	—	経常利益（百万円）	7,835	—	—	—	—
復旧・復興に資する機構 との関係構築を行った 地方公共団体の数 (実績値)	—	—	18 団体	—	—	—	—	行政コスト（百万円）	171,49	—	—	—	—
達成率	—	—	180%	—	—	—	—	従事人員数（人）	752	—	—	—	—

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(2) 災害からの復旧・復興支援 南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、大規模な自然災害等が発生した場合における被災地域の復旧・復興を円滑に実施することが必要である。</p> <p>このため、機構は、東日本大震災における復旧・復興支援等でこれまで培ってきた経験・実績や保有する専門性、ノウハウを活かし、次の取組を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生した場合において、復旧・復興を促進するため、国等からの要請・依頼に応じ、発災後の初動対応、復興に係るコーディネート等に積極的に取り組むこと。 ・災害発生時の迅速な対応が可能となるよう、人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を行うとともに、復旧・復興支援に取り組むことができる機構の組織体制を構築すること。 ・地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、事前防災、復旧支援及び復興支援に係る研修や啓発活動、復旧・復興に資する機構と地方公共団体等との関係構築を行うこと。 	<p>(2) 災害からの復旧・復興支援 南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、国、関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行う。</p>	<p>(2) 災害からの復旧・復興支援 南海トラフ地震や首都直下地震、豪雨災害等の大規模な自然災害等が発生するおそれのあるなか、国、関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行うとともに、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行う。</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 10回 ・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体の数 10団体 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地方公共団体への被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、応急仮設住宅建設支援要員その他職員派遣数 ・被災地方公共団体との間で締結した発災後支援に係る協定等の件数 ・災害発生に伴い被災地方公共団体から要請を受けた災害復興等のコーディネート及び事業（災害発生に伴い被災地方公共団体からの要請に基づく市街地整備、災害公営住宅の建設等）の実施地区数等 ・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・関係機関との連携の強化を図り、地方公共団体等に対して事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を行ったか。 ・災害発生時には、地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を生かした積極的な支援を行ったか。 ・これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等と、関係部局間における連絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築したか。 	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の働きかけによる啓発活動の実施回数 27回 ・復旧・復興に資する機構との関係構築を行った地方公共団体等の数 18団体 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地方公共団体への支援職員の派遣数 のべ116人・日 ・被災地方公共団体との間で締結した発災後支援に係る協定等の件数 1件 ・災害発生時の迅速かつ円滑な復旧・復興支援のための機構職員に対する訓練、研修等の実施回数 4回 <p>① 災害からの復旧支援 災害からの復旧・復興支援における機構の果たすべき役割及びその重要性が第4期中期目標において示されたことを踏まえ、これを機構の業務の柱と位置付け、以下のとおり実施した。</p> <p>令和元年度においては台風等の大規模災害が発生しており、機構では最も被害が広範囲かつ甚大であった令和元年東日本台風を中心に災害対応支援を実施した。</p> <p>発災直後、被害状況や支援ニーズについて、従来からの内閣府や国土交通省本省からの情報収集に加え、特に被害の甚大であった東北及び関東の国土交通省地方整備局にリエゾンを派遣、また岩手・宮城・福島県へも各復興支援本部を通じた情報収集を実施した。</p>	<p><評定と根拠> I-1-(2)</p> <p>評定：A</p> <p>(評価の概要)</p> <p>新たに内閣総理大臣より災害対策基本法における指定公共機関への指定を受けたことをはじめとして、体制の整備・強化を着実に進め、国、関係機関との連携の強化を図った結果、18の地方公共団体と関係構築（計画値対比180%）を達成し、従来以上に地域に寄り添った災害対応支援が可能となったことに加え、民間事業者等との連携も実施し、多様な主体の災害対応力が向上した。</p> <p>また、地方公共団体等に対し機構の事前防災及び復旧・復興支援に係る啓発活動を27回実施（計画値対比270%）し、国と連携して236の地方公共団体の災害対応力の向上に寄与するとともに、防災教育の普及にも寄与した。</p> <p>令和元年度の災害では令和元年東日本台風を中心に対応し、災害発生時には地方公共団体に対して、東日本大震災における復旧・復興支援等から得た経験を活かした積極的な支援を行った。</p> <p>これらの活動や実績は評価できる。</p> <p>(具体的な評価は以下の通り)</p> <p>① 災害からの復旧支援 令和元年東日本台風においては、関係構築を行った地方整備局へブッシュ型でリエゾンを派遣する等、積極的な情報収集ならびに支援の準備を行った。</p>	

				<p>具体的被災地支援としては、被災者向けに半年間無償で使用可能なUR賃貸住宅を計220戸用意するとともに、機構としては初の試みとなる罹災証明書発行に係る住家の被害認定支援職員を長野市へ2名体制で、国土交通省住宅局リエゾンとして長野県へ2名体制で、のべ59人・日の職員を派遣した。</p> <p>また長野県下、特に佐久地域においては、国や県、市等の多様な主体が発注する道路、河川、橋梁、上下水道、農林道と多種にわたる復旧工事が600箇所を超え、これらの工事の迅速かつ円滑な実施を図るため、令和元年12月より先遣職員を現地へ派遣し情報収集を実施。その後、機構の東日本大震災からの復興支援におけるコンストラクション・マネジメントの経験を基に、長野県、佐久市等と「長野県佐久地域における災害復旧・復興まちづくり支援に関する協定」を締結し、発注者間や多種多様な復旧工事間の横断的な調整（以下「災害復旧工事マネジメント」という。）を機構にて実施・支援することとしている。なお、本活動やコンストラクション・マネジメントの有効性については、土木学会契約約款企画書委員会の「復旧事業におけるCM活用事例発表会」において、令和2年度に都道府県・市町村等へ共有を予定している。</p>	<p>具体的発災直後の支援としては、機構としては初の試みとなる罹災証明書発行に係る住家の被害認定支援について、今般の支援が評価され、政府の「令和元年台風第15号・19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」の検証レポートにおいて、技術職員や災害対応をマネジメントする知見を有した職員が不足する場合の備えとして、今後機構の支援体制を構築するよう提言がなされた。これを踏まえ機構は、内閣府と連携した被害認定支援の体制の確保に着手した。</p> <p>長野県等と協力した、長野県佐久地域における災害復旧工事マネジメントは、機構の東日本大震災をはじめとした復旧・復興支援の経験を活かした支援であるが、前述の検証レポートにおいて、地方公共団体の技術職員が減少し、災害対応経験が限定的であるなか、円滑かつ迅速な工事実施に必要な、多種多様な復旧工事における工程調整等の有効な手法として提言されている。</p> <p>また、この災害復旧工事マネジメントの実施により、機構の強みであるマネジメント力を活かした地方公共団体支援メニューの増加につながっている。</p>
<p>② 災害からの復興支援</p> <p>これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、復興に係るコーディネーター等積極的な支援を行う。</p> <p>また、平成28年熊本地震にかかる災害公営住宅の建設等については、被災市町の意向を踏まえ、迅速かつ</p>	<p>② 災害からの復興支援</p> <p>これまでの復興支援の経験を活かし、国等からの要請・依頼があった場合は、復興に係るコーディネーター等積極的な支援を行う。</p> <p>また、平成28年熊本地震にかかる災害公営住宅の建設等については、被災市町の意向を踏まえ、迅速かつ</p>	<p>② 災害からの復興支援</p> <p>平成28年熊本地震においては、4市町と協定を締結し災害公営住宅の円滑な整備を支援、令和2年3月までに機構が整備した全12地区453戸が完成した。益城町においては、震災復興土地区画整理事業の施行者である熊本県と平成30年4月</p>	<p>② 災害からの復興支援</p> <p>平成28年熊本地震においては、4市町と協定を締結し災害公営住宅の円滑な整備を支援、令和2年3月までに機構が整備した全12地区453戸が完成した。益城町においては、震災復興土地区画整理事業の施行者である熊本県と平成30年4月</p>	<p>② 災害からの復興支援</p> <p>過年度より実施している熊本県、岩手県岩泉町、新潟県糸魚川市における復興支援を継続し、被災地の復旧・復興支援に貢献した。</p> <p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>【支援体制の整備・強化】</p> <p>災害対応支援の体制整備に係る</p>	<p>② 災害からの復興支援</p> <p>過年度より実施している熊本県、岩手県岩泉町、新潟県糸魚川市における復興支援を継続し、被災地の復旧・復興支援に貢献した。</p> <p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>【支援体制の整備・強化】</p> <p>災害対応支援の体制整備に係る</p>

	適切に実施する。	適切に実施する。		<p>に締結した協定を基として、職員2名を県の復興事務所に派遣する人的支援を継続するとともに、土地区画整理事業の円滑な推進に向けた技術的な助言や提案等を行い、令和元年11月に着工を迎えた。</p> <p>平成28年台風第10号により被災した岩手県岩泉町においては、人的支援（職員派遣）の継続により、復興まちづくりの推進に向けた支援を実施したほか、町の災害復旧工事に係る発注者支援コンストラクション・マネジメントの円滑な業務遂行のための技術的助言を行い、町が行う業務の円滑な推進に寄与するとともに、実効性の高い復旧・復興まちづくりの推進に寄与した。</p> <p>また、平成28年12月の糸魚川市駅北大火からの復興まちづくりに当たっても、人的支援（職員の派遣）を継続し、糸魚川市駅北復興まちづくり計画の推進に向けた市の施策を支援した。</p>	<p>最たる実績としては、内閣総理大臣より災害対策基本法における指定公共機関への指定を受けたことであり、これにより機構の災害対応支援について法的に明確な立場を築き、平時の関係構築や発災時の支援をより円滑に進めることができた。</p> <p>【国や地方公共団体等との関係構築】</p> <p>全国の国土交通省地方整備局等において、発災前後の密な情報共有や発災直後における機構からのリエゾン派遣、令和元年東日本台風における対応状況の共有等を通じ、継続的に関係づくりを実施したことにより、地域ごとの防災協議会への参画や災害対応における機構の役割の確認といった関係構築に結び付いた。</p> <p>これにより、従来は大規模災害時の支援が中心であったが、広域的な支援要請に至らない小規模の災害においても、地域ごとの支援ニーズの吸い上げや発災時の対応ができる体制が整備された。</p> <p>これらの関係構築について、災害対応の連携に関する覚書を締結した近畿地方整備局からは、「従来以上に幅広い被災地の需要に応え得る体制の構築は、地方整備局としても有益」と期待されている。</p> <p>【復旧・復興に資する啓発活動】</p> <p>新たに国土交通省総合政策局等とも連携し、地方公共団体職員向け出前講座を実施し、236の地方公共団体において災害対応力の向上を図った。</p> <p>また、内閣府等の主催する「ぼうさいこくたい」、「ぼうさい甲子園」、</p>
	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>災害の発生に備え、内部研修等を通じて復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保する。また、地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、復旧支援及びコンストラクション・マネジメント方式（CM方式）を含む復興支援に係る研修や啓発活動を50回実施することに加え、50団体の地方公共団体等と、関係部局間における連絡</p>	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>災害の発生に備え、内部研修等を通じて復旧・復興支援に対応できる人材の育成、ノウハウの蓄積・継承を図るとともに、災害発生時に復旧や復興初期の支援を迅速に実施できる機構内の体制を確保する。また、地方公共団体等における人材の育成、ノウハウの醸成、復旧・復興への対応能力の向上を図るため、これまでの復旧・復興支援の経験を活かし、地方公共団体等に対し、事前防災、復旧支援及びコンストラクション・マネジメント方式（CM方式）を含む復興支援に係る研修や啓発活動を10回実施することに加え、10団体の地方公共団体等と、関係部局間における連絡</p>		<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>【支援体制の整備・強化】</p> <p>令和元年7月には内閣総理大臣より災害対策基本法における指定公共機関への指定を受け、機構の災害対応支援に関する法的な立場を明確にするるとともに、発災後は速やかに被災地へ支援職員を派遣できるよう、601名の職員を災害対応支援の要員として予め指名登録した。</p> <p>人材育成やノウハウの継承としては、既往の研修に加え、国土交通省が令和元年8月に定めた「被災宅地危険度判定広域支援マニュアル」において機構の広域支援に関する役割が新たに示されたことに対応し、被災宅地危険度判定広域支援に</p>	<p>③ 発災時の円滑な対応に向けた活動</p> <p>【支援体制の整備・強化】</p> <p>令和元年7月には内閣総理大臣より災害対策基本法における指定公共機関への指定を受け、機構の災害対応支援に関する法的な立場を明確にするるとともに、発災後は速やかに被災地へ支援職員を派遣できるよう、601名の職員を災害対応支援の要員として予め指名登録した。</p> <p>人材育成やノウハウの継承としては、既往の研修に加え、国土交通省が令和元年8月に定めた「被災宅地危険度判定広域支援マニュアル」において機構の広域支援に関する役割が新たに示されたことに対応し、被災宅地危険度判定広域支援に</p>

	<p>体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築する。</p>	<p>絡体制の構築等復旧・復興に資する関係を構築する。</p>		<p>関する研修を新設実施した。また、国土交通省・都道府県と連携した被災建築物応急危険度判定に係る連絡訓練を行い、災害対応力の向上に努めた（計4回）。</p> <p>【国や地方公共団体等との関係構築】</p> <p>国土交通省地方整備局・国土交通省北海道開発局・内閣府沖縄総合事務局（計10団体）、地方公共団体（計5団体）と平時からの防災力向上や発災時の対応に関する関係づくりに着手した。</p> <p>また、地方公共団体や民間事業者、有識者等と地震発生時の超高層建物の健全性確認に関する勉強会を設置し、課題の洗い出しや対策の検討を実施したことに加え、UR賃貸住宅の自治会の実施する防災訓練において、民間事業者と発災時に通信インフラが断絶した場合を想定した可搬型通信システムの実証実験を行う等、多様な主体と連携して相互に防災力の向上を図った（計3団体）。</p> <p>【復旧・復興に資する啓発活動】</p> <p>過年度より連携している内閣官房国土強靱化推進室に加え、新たに国土交通省総合政策局等とも連携し、出前講座等に19回参画し、計236の地方公共団体に対して、機構の災害対応に関する経験等を通じた事前防災、復旧及び復興に関する啓発を行った。また本活動を通じては、防災訓練時での災害対応に関する講演や応急仮設住宅の整備に関する意見交換の実施等、更なる啓発やノウハウの提供へも発展している。</p> <p>また内閣府等の主催する「ぼうさ</p>	<p>「防災教育チャレンジプラン」といった防災教育活動への参画、UR賃貸住宅の自治会の地区防災計画策定支援等を通じて、広く防災教育の普及に努め、参加者からは、「平時から避難所を確認しておきたい」、「在宅避難による自助の重要性が理解できた」、「防災教育を通じて多世代のコミュニティ形成が図られた」等の声が寄せられた。</p> <p>このように、量及び質ともに年度計画を上回る成果をあげた点を考慮し、A評価とする。</p>	
--	--------------------------------	---------------------------------	--	--	---	--

				<p>いこくたい(防災推進国民大会)」において、機構の密集市街地整備におけるノウハウを活用し、防災まちづくりを題材とした子供向けのワークショップ等を実施することに加え、学校や地域で防災に参画する子どもや学生を顕彰する「ぼうさい甲子園」において「URレジリエンス賞」を設置し、減災・縮災に資する活動に対して表彰する等、地方公共団体に限らず、一般も対象とした啓発活動を8回実施した。また、内閣府の推進する地区防災計画について、UR賃貸住宅居住者から構成される自治会における計画策定支援を試行的に実施し、本施策は有識者等が実行委員を担う「防災教育チャレンジプラン」において、その汎用性や自主性、高齢者や女性への配慮等が高く評価され、防災教育特別賞を受賞している。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
無し

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 政策的意義の高い都市再生等の推進 (3) 都市開発の海外展開支援		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法第11条2項6号等
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度		R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
海外の都市開発事業等 に関して締結した協定・ 覚書の件数 (計画値)	10件	－	2件	－	－	－	－	予算額（百万円）	122,463	－	－	－	－
海外の都市開発事業等 に関して締結した協定・ 覚書の件数 (実績値)	－	－	2件	－	－	－	－	決算額（百万円）	112,424	－	－	－	－
達成率	－	－	100%	－	－	－	－	経常費用（百万円）	171,372	－	－	－	－
								経常利益（百万円）	7,835	－	－	－	－
								行政コスト（百万円）	171,49	－	－	－	－
								従事人員数（人）	34	－	－	－	－

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(3) 都市開発の海外展開支援</p> <p>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針において、海外における都市開発事業について、機構に対して、公的機関としての中立性や交渉力、国内業務を通じて蓄積された技術やノウハウを活用し、案件形成の川上段階から積極的に関与することが求められている。</p> <p>このため、機構は、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタープラン策定等のコーディネートを行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行うこと。</p>	<p>(3) 都市開発の海外展開支援</p> <p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成30年国土交通省告示第1066号）に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。具体的には、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行う。そのほか、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。また、そのために必要な情報収集及び人材の確保・育成を図る。</p> <p>これらの実施に当たっては、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、10件の海外の都市開発事業等の協定・覚書を締結する。</p>	<p>(3) 都市開発の海外展開支援</p> <p>民間投資を喚起し持続可能な成長を生み出すための我が国の成長戦略・国際展開戦略の一環として、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第6条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（平成30年国土交通省告示第1066号）に従い、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入の促進を図る。具体的には、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定等の業務を行う。そのほか、我が国事業者等の連携体制構築支援や海外展開に当たっての技術支援、専門家派遣等の人的支援を行う。また、そのために必要な情報収集及び人材の確保・育成を図る。</p> <p>これらの実施に当たっては、機構がこれまで蓄積してきた都市開発のノウハウ等を活用しつつ、関係府省、我が国事業者及び関係公的機関との連携を推進し、効果的に我が国事業者の参入を促進し、2件の海外の都市開発事業等の協定・覚書を締結する。</p>	<p><主な定量的な指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 海外の都市開発事業等に関して締結した協定・覚書の件数 2件 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 機構の海外展開支援に係る研修・視察の受入れ件数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 海外の都市開発事業への我が国事業者の参入を促進するため、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、地区開発マスタープラン策定等の業務を行うとともに、業務に必要な人材の確保・育成を行ったか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の趣旨に鑑み、海外の都市開発事業への我が国事業者の参入促進を軸として、新たに機構に付加された海外展開支援業務について様々な局面において推進した。</p> <p>相手国機関との関係を更に深めるべく、中国・城市科学研究会との間では、相手方から「機構の日本での豊富な都市開発で得た知見を活かした都市開発を中国でも進めたい。」との要望を受けて、機構の都市開発の理念や役割、実績を積極的に説明した結果、日中エコモデルシティ建設に向けた計画策定支援及び事業実施支援に係る覚書の交換に至った。また、ミャンマー・建設省都市住宅開発局との間では、平成26（2014）年以降、ミャンマー政府職員の研修を受け入れ、都市開発及びUR賃貸住宅の建設や管理・運営に係る講義・視察等を行うことで、機構の知見を相手機関に継続的に供与し、良好な関係を構築してきた結果、住宅・都市開発分野における計画策定支援及び事業実施支援に係る覚書を交換した。</p> <p>開発支援に係る覚書を昨年度に交換したオーストラリア・ニューサウスウェールズ州においては、西シドニー空港都市局とまちづくり計画策定支援に関するアドバイザー契約を締結し、西シドニー新空港周辺エリアの開発支援を進めた。契約締結前は、オーストラリア側来日時に機構が関与した大規模都市開</p>	<p><評定と根拠> I-1-(3)</p> <p>評定：A</p> <p><評価の概要></p> <p>海外の都市開発事業における日本企業の参入に向けた環境整備に向けて、機構の知見を活用しつつ、国土交通省やJICAなどの機関とも連携しながら、都市開発分野における各国の多様なニーズに応じた支援を進めてきた。</p> <p>また、都市開発に関する経験・知見を総動員し、各地区における都市開発上の課題の多様性及び相手国機関の意思決定手順の特性等を踏まえたオーダーメイド型の提案を行い、関係構築や事業進捗に当たって双方の認識の相違も生じる中で綿密な意思疎通を重ねながら最適解を模索し、相手国機関からの理解及び信頼の獲得につなげた。</p> <p>これらの結果、定量目標である2件の覚書交換に加え、1件のアドバイザー契約が実現したとともに、3件の相手国機関との間で次年度早期の覚書交換に向けた協議が進展した。さらに以下のように相手国機関からの数々の高い評価・期待を得ることができた。</p> <p><具体的な事例・評価は以下のとおり></p> <p>中国・城市科学研究会との間では、「機構は先導的な開発企画の立案や、日本企業を公平中立に参入させられる公的機関だ。」との評価を得て、令和元年度の覚書交換に至った。この覚書交換によって、中国地方政府からの要請に基づいたエコ</p>	

				<p>発の事例の紹介や、契約相手方理事会における機構実績や事業推進に係る支援内容の提案を通じ、相手方役員に強くアピールできたことが奏功し、特命随意契約に係る基本合意に至った。さらに、初のオーストラリア公的機関を対象とした契約にあたり、両国間の商慣習の差異を踏まえた契約条項等の調整、機構の知見を効率的・効果的に提供できる仕様内容の調整等を行い、契約締結に至った。契約締結後は、令和8（2026）年の新空港開業に合わせたまちびらきに向け、計画策定のステージにあわせ、大規模都市開発や駅周辺開発に係る事例や知見の提供、各関係機関の連携強化に必要な調整会議運営等の提言、日本企業の参入機会の開拓・拡大のための情報発信やオーストラリア側の主要機関のキーパーソンの発掘等を実施した。</p> <p>日本国政府との連携に関しては、国土交通省の主催した「日ASEAN スマートシティ・ネットワークハイレベル会合」の実施機関として、令和元年10月に横浜市で開催された会合の実施を支援するとともに、上記会合と合わせて設立されたJASCA（日ASEANスマートシティ・ネットワーク官民協議会）にも参画した。その他、カンボジア都市開発・不動産開発プラットフォーム、日バングラデシュ・ジョイントPPPプラットフォーム会合、日印駅周辺専門家会合（インド）、日露都市環境問題作業部会等の政府間案件に参加し、関係国との連携構築を支援した。</p> <p>また、タイ・バンサー駅周辺及びインド・ムンバイ高速鉄道駅予定地</p>	<p>モデルシティ計画策定時及び事業実施時に機構が深く関与できるようになり、機構による日本企業の参入支援の実現性を高めることにもつながった。</p> <p>ミャンマー・建設省都市住宅開発局との間では、日本企業との協働プロジェクトの実施を視野に入れた覚書の交換が令和元年度に実現した。この覚書を通じて、相手方の組織体制強化への寄与及び日本企業の参入支援の足掛かりとなることを目指している。</p> <p>オーストラリア・西シドニー新空港周辺エリアのまちづくり計画策定支援業務に関しては、西シドニー空港都市局とアドバイザー契約を特命随意で締結できたことが令和元年度の大きな成果であり、機構に対し、ニューサウスウェールズ州首相から「当該プロジェクトは州の最重要案件であり、機構の優れた知見の提供等による活躍を期待。長くこの関係を続けたい。」との評価を受けている。</p> <p>次年度早期の覚書交換に向けた協議が進展した相手先のうち、タイ・バンサー駅周辺開発においては、タイ政府からは大規模開発の知見がある機構からの継続支援に期待がなされている。また、インド・ムンバイ都市圏における駅結節点周辺開発においては、ムンバイ都市圏開発庁から、日本国内の機構事例視察等を通じて、「今後の協力関係を確かなものにする事ができた。」旨期待感の表明を受けている。1月末の訪印の中でも、同庁ラジーブ長官より、高速鉄道の駅開発だけではなくメトロ駅の開発などについての機構の関与を期待している</p>
--	--	--	--	---	--

				<p>周辺の都市開発に係る事業推進及び日本企業参画促進に係る国土交通省都市局補助事業、ミャンマー・ヤンゴン市内における公営団地建替再開発事業化検討及び中国建設科技集団との関係構築に係る国土交通省住宅局補助事業を実施した。</p> <p>タイ・バンサー駅周辺開発においては、タイ運輸省、タイ国鉄との間で、JICAによる構想調査実施後、上記補助事業を活用して事業の具体的推進に係る課題・解決方法に関する関係機関向けセミナーを実施した。ムンバイ高速鉄道駅予定地周辺開発においては、国土交通省や在外公館とも連携して機構事業の視察対応等関係構築及び協議を進め、インド・ムンバイ都市圏開発庁との間において、新型コロナウイルスの終息後速やかに覚書交換が実現する段階にまで協力内容に関する双方の合意が得られた。また、インドネシア・国家住宅開発公社（ブルムナス）の間では、機構の持つTODプロジェクトや団地再生事業に関する機構の知見及び経験に関して、機構の事業紹介や意見交換を複数回行い、良好な関係を構築してきた結果、TOD型都市開発や団地の再開発プロジェクトを実施・推進し、協力関係を強化することに関して合意が得られ、新型コロナウイルスの終息後速やかな覚書交換を予定している。</p> <p>さらに、海外エコシティプロジェクト協議会の事務局運営を通じ、ワーキンググループによる中国・ベトナム・ミャンマーの案件検討の支援、ベトナムにおける新規都市開発案件組成に係る国土交通省都市局からの補助事業実施を支援した。</p>	<p>旨の言葉を頂いている。さらに、インドネシア・国家住宅開発公社（ブルムナス）からは、機構の持つTODプロジェクトや団地再生事業に関する機構の知見及び経験が非常に評価されている。</p> <p>これらを踏まえ、A評価とする。</p>
--	--	--	--	--	---

				<p>人的支援に関しては、JICA長期専門家としての技術職員の派遣、JICA本部、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構へ職員を派遣し、各機関との連携強化及び人材育成を推進するとともに、海外からの視察・研修を年間81件受入れ、海外各機関との関係構築を図った。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
無し